

熊谷市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和3年11月22日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和3年度消防本部定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

消防総務課、予防課、警防課、指令課、熊谷消防署、玉井分署、江南分署、中央消防署、大里分署、妻沼消防署

(2) 対象事務

令和2、3年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
 - ① 帳票等と現金は突合しているか
 - ② 必要な帳簿類は整備されているか
 - ③ 補助金申請の手続は適切にされているか
 - ④ 債権管理は適正に行われているか
- (2) 支出事務
 - ① 必要な手続は行われているか
 - ② 適正な支出となっているか
- (3) 契約事務
 - ① 安易な随意契約を採用していないか
 - ② 完了報告を漏れなく受領しているか
 - ③ 検査結果通知書等は作成されているか
- (4) 補助金
 - ① 交付にあたって根拠等審査は適切か
 - ② 実績報告書を提出させているか
 - ③ 事業計画書どおりの精算が行われているか
- (5) 負担金
 - ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか
 - ② 負担効果の点より整理すべきものはないか
- (6) 財産管理
 - ① 返納手続をせずに処分していないか
 - ② 備品の登録に漏れはないか
- (7) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、備品や薬剤の管理状況及び職場環境について現地調査を行った。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) 消防事務手数料
- (ウ) 蔵書等複写実費徴収金
- (エ) 消防庁舎等電柱使用料
- (オ) 国庫支出金「緊急消防援助隊設備整備費補助金」
- (カ) 消防通信指令事務経費負担金

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 常備消防経費「器具購入費」
- (ウ) 消防施設維持管理等経費「施設その他修繕料」
- (エ) 防災啓発事業「印刷費」
- (オ) 防災啓発事業「器具購入費」
- (カ) 消防活動経費「器具購入費」
- (キ) 消防水利整備事業「施設その他修繕料」
- (ク) 消防団運営経費「団長交際費」
- (ケ) 消防通信指令事務経費「器具修繕料」
- (コ) 消防通信指令事務経費「使用料」

ウ 契約事務

- (ア) 昇任試験問題委託
- (イ) 消防本部庁舎浄化槽清掃保守管理委託
- (ウ) 大里分署庁舎浄化槽清掃保守管理委託
- (エ) 特別管理産業廃棄物処理業務委託
- (オ) 高度救命処置資器材自動体外式除細動器保守点検委託
- (カ) 高機能消防指令センター設備等保守管理業務委託

エ 補助金

- (ア) 熊谷市消防団交付金

オ 負担金

- (ア) 埼玉県消防長会第3ブロック消防長会負担金
- (イ) 埼玉県消防協会熊谷支部負担金

カ 財産管理

- (ア) 備品台帳一覧表
- (イ) 熊谷市消防音楽隊楽器台帳

キ その他

- (ア) 出勤簿
- (イ) 薬品管理簿
- (ウ) 職場環境（江南分署及び大里分署に設置されたシャワー室等）

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、消防総務課、警防課、指令課、熊谷消防署、熊谷消防署江南分署、中央消防署大里分署、消防本部講堂

(2) 監査期間

令和3年7月28日から令和3年9月29日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

ア 国の補助金等申請にあたり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあつた。熊谷市会計事務規則第24条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【警防課】

イ 現金出納簿については、「現金取扱いの手引き」を参考に記入し、適正な事務処理を行うべきである。

【消防総務課】

(2) 支出事務

ア 救急搬送業務による市外出張で旅行命令書の内訳書とした独自様式を使用して出張旅費の計算を行っているものがあつたが、事務誤りを防止するためにも熊谷市職員服務規程第8条に規定された様式を用いるよう検討されたい。

【各消防署】

イ 「器具購入費」について、理由なく2者以上から見積書を徴していないものがあつた。熊谷市物品の買入れ等に係る随意契約事務取扱要綱第4条第1項に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【警防課】

(3) 契約事務

ア 「特別管理産業廃棄物処理業務委託」について、仕様書に記載されている完了報告が提出されていなかった。契約に基づく必要書類の受領に漏れがないよう確認し、適正な事務処理を行うべきである。

【警防課】

(4) 補助金

指摘事項なし

(5) 負担金

指摘事項なし

(6) 財産管理

ア 備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【消防総務課、指令課】

イ すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 26 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【警防課、熊谷消防署江南分署】

(7) その他

ア 市長公印が押印された原本が保管されていた。公印の意義を理解し、適正な事務処理を行うべきである。

【消防総務課、警防課、指令課】

イ 起案文書について、押印漏れ、修正液による修正、鉛筆書きといった事例が見られた。起案者は「文書事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第 6 条第 2 項に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。

【消防総務課、警防課、指令課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

(1) 女性吏員の活躍推進について

本市消防本部における女性消防吏員の割合は、約 3.6%(247 名中 9 名)であり、平成 28 年 4 月策定の「女性消防吏員の活躍」に向けた熊谷市消防本部特定事業主行動計画(第 1 期)及び令和 3 年 4 月策定の同計画(第 2 期)の目標値(5%程度)との乖離^{かいり}がある。また、消防庁においても消防吏員に占める女性消防吏員の比率を、令和 8 年度当初までに 5%に引き上げることを全国の共通目標としている。加えて、本市では平成 28 年度以降、女性消防吏員の新規採用者がいない。これらのことを踏まえ、従来の施策を十分に精査し、より実効性のある具体的な取組を強く望むものである。

(2) 防火対象物に係る表示制度(表示マーク)の拡大について

平成 14 年の消防法改正により、従来の「適マーク制度」は平成 15 年 9 月 30 日に廃止された。これに代わる制度として、収容人員が 30 人以上で、地階を除く階数が 3 階以上の宿泊施設の申請により、消防機関が審査を行い、消防法令などの表示基準に適合していると認められた建物に「表示マーク」を交付する新たな表示制度が平成 26 年に開始しているが、「表示マーク」の交付を受けている市内の宿泊施設は現段階で 2 か所にとどまっている。

本市は、ラグビーワールドカップ 2019(TM)日本大会の会場都市となり、本年 8 月にはジャパンラグビーリーグワンの埼玉パナソニックワイルドナイツ

が本市に本拠地を移転するなど、コロナ禍の収束後は、多くのラグビーファンが訪れ、ラグビータウン熊谷として飛躍する機会に恵まれるとともに、市内経済の活性化に大きな期待が持てるところである。

「表示マーク」は、任意の申請による制度で、「表示マーク」を掲出しなくても法令違反にはならないが、安全・安心な宿泊施設であることをアピールすることは、宿泊者のみならず事業者にとっても大きなメリットになると考えられることから、市内の多くの宿泊施設で「表示マーク」を掲出できるよう、消防機関と事業者との積極的な協働を望むものである。